



生きる権利

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
(函館弁護士会所属)



■数年前に、北九州市で「おにぎりが食べたい」と遺書を残し、高齢者が餓死した事件がありました。なぜ、この時代におにぎりが食べられないのでしょうか。

■また、一昨年、千葉県銚子市ちょうししにおいて、公営住宅を強制撤去されそうになった母親が、無理心中を図り中学生の娘を殺害した事件がありました。なぜ、そこまで追い詰められてしまったのでしょうか。なぜ、中学生の娘が死ななければならなかったのでしょうか。

■私たちの国では、日本国憲法25条により「生きる権利」すなわち生存権が保障されています。生きる権利を保障するために、生活保護の制度が設けられ、一定以上の収入がない人は、生活保護を受けることができます。自動車を持ってないという制約がありますが、北海道のような、車がなければ生活できない地域では、このような運用は見直されるべきだと思います。

■北九州市の高齢者も、銚子市の母子家庭も、本来は生活保護を受けられました。私たちが見殺しにしたために、尊い命が失われてしまったと言えるでしょう。

■法テラス八雲では、「おにぎりを食べたい」とまでは言わないにせよ、明日の生活にお困りの方の相談や、生活保護申請の同行を行っています。とりあえず、でもかまいません。

お困りの方は「法テラス八雲法律事務所」☎050-3383-836
6)まで、お気軽にお電話下さい。

八雲警察署からお知らせ

平成28年度(第1回)北海道警察官採用試験が実施されます 北海道警察官募集

【受付期間】 ・郵送、持参：3月8日(火)～4月15日(金)
・電子申請：3月8日(火)～4月13日(水)
道内の各警察署でも申込書の受付を行います。(持参の場合に限ります)

【受験資格】

学 歴	A区分	学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した方
	B区分	A区分以外の方(学校教育法による高等学校に在学中の方を除く)
年 齢	昭和59年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方 (平成29年4月1日現在で18歳以上33歳未満)	

※近年、女性警察官の採用枠が拡大していますので、女性警察官を志す方も積極的にチャレンジしてください。

【1次試験日】5月8日(日) 【第2次試験日】6月中旬～7月上旬

【第1次試験地】道内では、札幌市のほかに函館市・八雲町においても受験ができます。
詳しくは、お問い合わせ願います。

【第2次試験地】札幌市・函館市・旭川市・釧路市・北見市

【最終合格発表】7月29日(金) 予定

【採用予定日】平成29年4月1日以降(平成28年10月1日に採用となる場合がある)

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110